

福井県工事請負契約約款 新旧対照表

改 正 案 (R5. 4. 1～)	現 行
<p>第 1 条～第 2 8 条 【省略】</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第 2 9 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび第 5 8 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除き、工事目的物等であって第 1 3 条第 2 項、第 1 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 3 7 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるもの)に係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。) および損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策または災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「<u>損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。</u></p>	<p>第 1 条～第 2 8 条 【省略】</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第 2 9 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該請求に係る損害の額(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび第 5 8 条第 1 項の規定により付された保険によりてん補された部分を除き、工事目的物等であって第 1 3 条第 2 項、第 1 4 条第 1 項もしくは第 2 項または第 3 7 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるもの)に係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。) および損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額(第 6 項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。</p>
<p>第 3 0 条～第 4 6 条 【省略】</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第 4 7 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(10)略</p> <p>(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p>	<p>第 3 0 条～第 4 6 条 【省略】</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第 4 7 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(10)略</p> <p>(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p>

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者 その他経営に実質的に関与している個人または団体を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 その他経営に実質的に関与している個人または団体をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団または暴力団員であると認められるとき。

（削る）

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど していると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ （略）

第48条～第61条 【省略】

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

（新設）

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ・キ （略）

第48条～第61条 【省略】